

令和2年度第1回 地域連携推進会議

議事次第

日 時：令和3年2月10日（水）9：00～10：00

場 所：Zoom による WEB 会議

【議題】

【議題】		
<審議事項>		資料番号
1	国立大学法人琉球大学、沖縄セルラー電話株式会社及びKDD I 株式会社との包括連携に関する協定について	審議 1
2	その他	
<報告事項>		
1	その他	

【配付資料】

- 令和元年度 第3回地域連携推進会議 議事要旨（案）
- 審議 1－1 国立大学法人琉球大学、沖縄セルラー電話株式会社及びKDD I 株式会社との包括連携に関する協定書（案）
- 審議 1－2 民間・自治体等との包括連携協定実績一覧
- 審議 1 参考 1 琉球大学における包括連携・協力協定締結に関する基本方針
- 審議 1 参考 2 包括連携協定の手続きフロー
- 参考資料 1 琉球大学地域連携推進会議委員名簿（平成 31 年 4 月 1 日）

令和元年度 第3回地域連携推進会議 議事要旨 (案)

日時 : 令和2年1月23日 (木) 14:40 ~ 15:13

場所 : 本部管理棟2階 第一研修室

出席者 : 牛窪 潔 (機構長)、竹村 明洋 (副機構長・産学官連携部門長)、背戸 博史 (地域連携企画室長・生涯学習推進部門長)、西本 裕輝 (グローバル教育支援機構 (授業支援部門) 教授)、名嶋 義直 (グローバル教育支援機構 (国際教育支援部門) 教授)、玉城 志博 (研究推進機構 (熱帯生物圏研究センター) 助教)、梶中 雄平 (人文社会学部教授)、教授、眞榮平 孝裕 (理学部教授)、金城 貴夫 (医学部教授)、内藤 重之 (農学部教授)、舟木 慶一 (総合情報処理センター講師)、熊淵 智行 (附属図書館事務部長)、新田 早苗 (総合企画戦略部長)、金城 徹 (地域連携推進課長)

欠席者 : 藤田 陽子 (研究推進機構 (島嶼地域科学研究所)、福井 眞司 (国際地域創造学部講師)、大城 賢 (教育学部教授)

陪席者 : 嘉目 克彦 (監事)、崎山 英樹 (地域連携推進課課長代理)、赤嶺 雅哉 (地域連携推進係長)、與儀 あゆみ (産学連携推進係長)

<審議事項>

1. 国立大学法人琉球地域連携推進機構規則の一部改正について

議長から、資料 (審議1) に基づき、学長の「イノベーションの先導に向けた体制の見直しについて」基本的な方針に基づき、次年度から地域連携推進機構が新体制となることに伴う地域連携推進機構規則の一部改正について審議したい旨提案があった。引き続き、金城地域連携推進課長から、規則改正案について説明があった。

委員より、主に以下のような意見があった。

- ・「生涯学習」という文言が部門だけではなく、規則からも削除されているが、残さなくて良いのか。

→より広い意味での生涯学習に取り組むということであり、決して生涯学習に関する業務を行わないということではない。

- ・地域共創企画室の構成員で、概念図に記載された6つのカテゴリーの業務を担うことができるのか。また、実際に専門部会に参画する職員は、登録制の人材バンクでカバーできるのか。むしろ地域連携推進会議と地域共創企画室を結び付けて、本会議を通して、各部局とつなぐようにしてはどうか。

→地域推進機構の少ない教員のみで取り組んでいくことが難しいことは確か。地域共創人材バンクの中から、協力してくれる人材との今後の調整を、計画的・段階的に進めて構想に近づけていきたいと考えている。この構想は、第4期中期目標・中期計画を念頭に策定しており、この2年間をテイクオフ期間として積み上げていきたい。もちろん、地域連携推進会議等との関係も考慮に入れて、組織と機能の充実を図っていきたい。

- ・バンクが登録制となっているが、志願制では積極的な協力が得られない可能性がないか。き

ちんと機能する体制を作っていかなければならない。各教員に、大学の業務の一環という意識づけができれば良いのではないか。

→もはや18～22歳への教育をしていくだけでは、大学の使命と役割は果たしているとは言えない。大学は、社会人のニーズに適うような実務型・実践型の教育を考えないと生き残れず、これは大学全体の課題である。グローバル教育支援機構との連携も考えながら、計画的・段階的に拡充していくことを目指している。

審議の結果、規則の一部改正について了承された。

(案)

国立大学法人琉球大学、沖縄セルラー電話株式会社
及びKDD I 株式会社との包括連携に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と沖縄セルラー電話株式会社及びKDD I 株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、ICT等を活用した地域社会の持続的な発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。なお実施時期、実施方法その他具体的な内容については甲乙が協議の上、別途定める。

- (1) 教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること
- (2) 地域社会の発展・活性化に関すること
- (3) 甲の学生及び教職員と、乙の社員の相互交流に関すること
- (4) 甲の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
- (5) 乙の業務に甲の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(機密保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報及びその提供元について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏洩してはならない。又、本協定の目的以外に利用してはならない。

(協定期間及び更新)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし有効期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(案)

(協定の解除)

第6条 甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定書に定めのない事項及び本協定について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 本協定締結の前になされたもので、甲及び乙において個別分野での連携・協力を行っている事項については、本協定に基づくものとみなす。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙双方署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長

乙 沖縄県那覇市松山1丁目2番1号
沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長

(所在地)
KDD I 株式会社
(お役職)

琉球大学と民間団体との包括連携協定一覧(4件)

	協定締結名称	締結年月日	連携団体	目的	連携分野
1	国立大学法人琉球大学、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との包括的連携に関する協定書	平成31年3月12日	日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険	両者が相互に緊密に連携することにより、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする	(1)教育・人材の育成に関すること (2)調査・研究に関すること (3)地域の医療・福祉に関すること (4)地域経済活性化に関すること (5)観光・文化の振興に関すること (6)国際交流の推進に関すること (7)女性の活躍推進に関すること (8)その他、目的を達成するために必要な事項
2	国立大学法人琉球大学、日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エア・コンピューター株式会社及び日本航空株式会社との包括連携に関する協定	平成30年7月9日	日本トランスオーシャン航空(株)、琉球エア・コンピューター(株)、日本航空(株)	4者の人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携のもと、教育、研究等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする	(1)教育、研究、文化の発展・向上における相互支援に関すること (2)琉球大学の学生及び教職員と、JTA・RAC・JALの社員の相互交流に関すること (3)琉球大学の人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること (4)JTA・RAC・JALの業務に甲の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと (5)地域社会の発展・活性化に関すること (6)その他
3	国立大学法人琉球大学と一般財団法人沖縄美ら島財団との包括連携協力に関する協定書	平成27年8月14日	一般財団法人沖縄美ら島財団	相互の連携協力を包括的に強化し、両者が有する資源の効果的な活用と、教育・研究・社会貢献活動の一層の充実を図ることにより、学術及び地域社会の発展に寄与することを目的とする	(1)調査・研究に関する事項 (2)教育・人材の育成に関する事項 (3)環境の保全に関する事項 (4)観光・文化の振興に関する事項 (5)産学官連携・技術開発に関する事項 (6)その他
4	琉球大学と沖縄科学技術大学院大学との連携協力に関する基本協定書	平成24年3月22日	沖縄科学技術大学院大学	教育・研究・社会貢献活動の一層の充実と質の向上を図り、もってわが国はもとより、世界における学術の発展及び有為な人材の育成に寄与することを目的とする	1 教育・学生に関する事項 2 研究に関する事項 3 産学官連携・地域イノベーションの創出に関する事項 4 国際交流に関する事項 5 職員の交流に関する事項 6 その他

琉球大学と地方公共団体との包括連携協定一覧(10件)

	協定締結名称	締結年月日	連携自治体	目的	連携分野
1	沖縄市と国立大学法人琉球大学との包括連携協定書	平成30年3月26日	沖縄市	両者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与し、もって沖縄市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に向けたまちづくりに資することを目的とする	(1)まちづくりの推進に関すること (2)人材育成に関すること (3)平和活動、人権啓発に関すること (4)保健、医療、福祉に関すること (5)観光産業をはじめとする各種産業の振興に関すること (6)文化、交流に関すること (7)都市基盤に関すること (8)教育、学術、生涯学習に関すること (9)その他

	協定締結名称	締結年月日	連携自治体	目的	連携分野
2	国立大学法人琉球大学、北中城村、北中城村商工会及び一般社団法人北中城村観光協会との包括連携協定書	平成30年1月30日	北中城村	4者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与し、もって北中城村の将来像である「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむら」の実現に資することを目的とする	(1)健康長寿と文化のむらづくりの推進に関する事 (2)保健医療、福祉の向上に関する事 (3)防災に関する事 (4)教育、人材育成に関する事 (5)文化の振興に関する事 (6)農業・漁業・商工観光業及び6次産業化推進に関する事 (7)環境の保全と循環社会の構築に関する事 (8)その他
3	糸満市と国立大学法人琉球大学との包括的連携に関する協定書	平成29年12月11日	糸満市	両者が包括的な連携の下、両者が有する資源や機能などの効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、市域の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とする	(1)教育と文化に関する事 (2)防災に関する事 (3)健康・医療・福祉に関する事 (4)環境に関する事 (5)まちづくりに関する事 (6)産業に関する事 (7)平和・交流に関する事 (8)協働に関する事 (9)その他
4	国立大学法人琉球大学と一般財団法人沖縄美ら島財団、竹富町及び竹富町商工会との包括連携協定書	平成29年7月10日	竹富町	4者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展及び学術研究の振興並びに地域産業の振興・発展と、これらを担う人材育成に寄与し、もって「日本最南端の大自然と文化の町 竹富町」づくりに資することを目的とする	(1)元気なふるさとづくりの推進に関する事 (2)情報化社会の構築に関する事 (3)NPO・ボランティア活動の促進に関する事 (4)自然・生活環境の保全及び防災対策の推進に関する事 (5)地域医療・保健及び福祉の向上に関する事 (6)農・漁業及び商工観光業の地域ブランド創出に関する事 (7)地域伝統文化の継承と発信に関する事 (8)島嶼地域に於ける物産・観光の経済的波及効果を高める研究に関する事 (9)教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進及び人材育成に関する事 (10)その他
5	宜野湾市と国立大学法人琉球大学との包括連携協定書	平成27年11月29日	宜野湾市	甲と乙が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与し、もって宜野湾市の将来都市像である「市民が主役の『ねたて』の都市・ぎのわん」の実現に資するとともに、健康都市としてのまちづくりの推進を図ることを目的とする	(1)まちづくり・地域づくりの推進に関する事 (2)保健医療、福祉の向上に関する事 (3)防災対策に関する事 (4)教育、人材育成に関する事 (5)文化の振興に関する事 (6)観光リゾート産業や農林水産業をはじめとする各種産業の振興に関する事 (7)環境の保全と循環型社会の構築に関する事 (8)その他

	協定締結名称	締結年月日	連携自治体	目的	連携分野
6	沖縄県と国立大学法人琉球大学との包括連携・協力に関する協定書	平成27年9月14日	沖縄県	「沖縄21世紀ビジョン」で示された目指すべき将来像の実現や将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための地方創生の着実な推進などに向けて、甲及び乙の包括的な連携の下、両者が有する資源の効果的な活用と、緊密な連携・協力により、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする	(1)環境の保全及び緑化の推進に関する事 (2)文化の振興に関する事 (3)保健医療、福祉の向上に関する事 (4)共助・共創型地域づくりの推進に関する事 (5)観光リゾート産業や農林水産業をはじめとする各種産業、科学技術の振興に関する事 (6)雇用創出、若者定着の取組に関する事 (7)離島の振興に関する事 (8)国際交流の推進に関する事 (9)教育、人材育成に関する事 (10)その他
7	奄美群島広域事務組合と国立大学法人琉球大学との奄美群島における包括連携・協力に関する協定書	平成26年9月13日	奄美群島広域事務組合	両者が相互に密接な連携協力を図り、奄美群島における産学官連携の推進について定める。本協定においては、島嶼地域における様々な課題に適切に対応するとともに、産業活動の基礎となる自然・社会・文化に関する教育研究の遂行により、「奄美群島成長戦略ビジョン」で掲げた奄美群島の将来像を実現し、自立型経済の構築と活力ある地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする	奄美群島における新産業の創出、既存産業の振興、産業人材の育成、雇用対策、その他必要と認める分野
8	国立大学法人琉球大学と西原町及び西原町商工会との包括連携協定書	平成26年8月1日	西原町	3者が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展及び学術研究の振興並びに地域産業の振興・発展と、これらを担う人材育成に寄与し、もって「文教のまち西原」づくりに資することを目的とする	(1)創造性のあるまちづくりの推進に関する事 (2)情報化社会の構築に関する事 (3)NPO・ボランティア活動の促進に関する事 (4)環境保全及び防災対策の推進に関する事 (5)地域医療・保健及び福祉の向上に関する事 (6)農業・漁業・商工観光業及び6次産業化推進に関する事 (7)地域ブランドの創出に関する事 (8)教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進及び人材育成に関する事 (9)その他
9	国立大学法人琉球大学と読谷村との包括連携協定書	平成26年3月11日	読谷村	包括的な連携のもと相互に密接な連携協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的とする	(1)地域づくり・村づくりの推進に関する事 (2)農業・漁業・観光業及び産業の振興に関する事 (3)環境の保全及び防災対策の推進に関する事 (4)保健・医療・福祉の向上に関する事 (5)教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進に関する事 (6)ボランティア活動プログラムの実施等に関する事 (7)その他
10	中城村と琉球大学との包括連携協定	平成22年6月17日	中城村	包括的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展と人材育成及び学術の振興に寄与することを目的とする	(1)地域づくり・まちづくりの推進に関する事 (2)地域の特産など地域資源を活用した観光振興や産業振興など、地域経済の発展に関する事 (3)環境の保全及び防災対策の推進に関する事 (4)保健・医療・福祉の向上に関する事 (5)教育・学術・文化の振興、生涯学習の推進に関する事 (6)ボランティア活動プログラムの実施に関する事 (7)その他

国立大学法人琉球大学における包括的連携・協力協定締結に関する基本方針

〔平成 22 年 5 月 19 日〕
役員会決定

琉球大学（以下「本学」という。）の基本理念の一つである「地域・国際社会への貢献」に基づき、本学の教育研究の進展に資するとともに、地域の活性化や課題解決のため、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と地域がより密接に連携・協力を図り、様々な事業を実施し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

1. 協定締結の考え方

- (1) 包括的連携・協力とは、本法人の社会貢献として、地域の産業振興や大学の知の普及による地域の活性化等、本法人が地域貢献活動を推進する上で必要な連携・協力をいい、他の研究機関との学術交流協定及び海外の大学等との国際交流協定は、含まないものとする。
- (2) 協定締結の対象は、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ①本法人が所在する県及び市町村並びに近隣の地域との連携・協力であること。
 - ②本法人の運営推進組織、教育研究等組織及び事務組織のうち複数部局と関連した連携・協力であり、全学的な取り組みを必要とすること。
 - ③これまでの連携・協力の実績に基づき、連携・協力協定が本法人の教育研究又は社会貢献に大きく寄与するものであること。
- (3) 上記事項に該当する場合で、連携・協力の相手方において、連携・協力に係る経費等が措置され、相当の期間にわたって継続的な連携・協力事業の実施が見込まれること。

2. 協定締結の手続き

- (1) 協定締結は、次の手続きにより行う。
 - ①担当理事において、連携・協力内容等について確認を行う。必要に応じ、関連する担当理事と協議を行う。
 - ②担当理事は、連携・協力協定案を役員会へ提案し、審議のうえ教育研究評議会へ報告する。
 - ③連携・協力協定締結は学長が調印し、学内外へ公表する。
- (2) 連携・協力協定に係る事務は、総合企画戦略部地域連携推進課が所掌する。

3. 連携・協力の実施

連携・協力の実施に当たっては、連携内容及び方法等について本法人の地域連携推進会議において検討する。

附 則

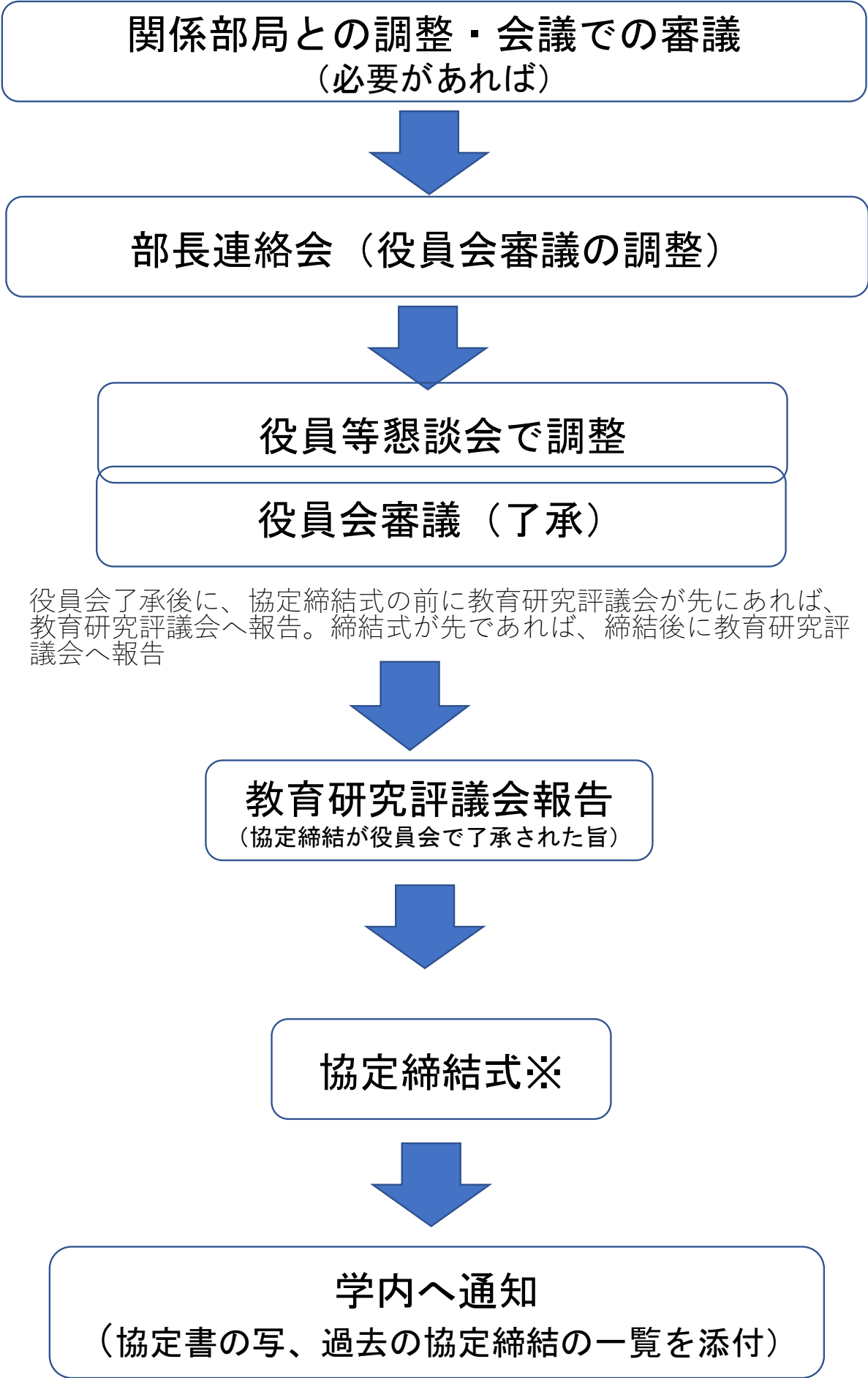
この基本方針は、平成 22 年 5 月 19 日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日）

この基本方針は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

地域連携推進機構が所掌する連携協定に係る
手続きについて

【フロー図】



役員会了承後に、協定締結式の前に教育研究評議会が先にあれば、教育研究評議会へ報告。締結式が先であれば、締結後に教育研究評議会へ報告

※協定締結の概要は、本学ホームページおよび機構ホームページへ締結後速やかに掲載
審議 1 参考 2 1/1

琉球大学地域連携推進会議委員

令和2年4月1日現在

所属部局	職名	氏名	任期	内線番号	区分	備考
地域・社会連携担当理事	機構長	牛窪 潔			1号委員	議長
地域連携推進機構	副機構長	竹村 明洋			2号委員	
地域連携推進機構	地域共創企画室長	背戸 博史			3号委員	
グローバル教育支援機構 (授業支援部門)	教授	西本 裕輝	R2.4.1~R4.3.31		6号委員	
グローバル教育支援機構 (国際教育支援部門)	准教授	山元 淑乃	〃		〃	
研究推進機構 (研究企画室)	特命教授	富永 千尋	〃		7号委員	
研究推進機構 (島嶼地域科学研究所)	教授	波多野 想	〃		〃	
人文社会学部	教授	畠中 雄平	〃		8号委員	
国際地域創造学部	教授	後藤 雅彦	〃		〃	
教育学部	教授	福田 英昭	〃		〃	
理学部	教授	眞榮平 孝裕	〃		〃	
医学部	教授	照屋 典子	〃		〃	
工学部	教授	下里 哲弘	〃		〃	
農学部	教授	内藤 重之	〃		〃	
総合情報処理センター	講師	舟木 慶一	〃		9号委員	
総合企画戦略部長	部長	満尾 俊一			10号委員	
附属図書館事務部長	事務部長	熊渕 智行			〃	
地域連携推進課長	課長	仲里 隆司			11号委員	